



おばあちゃん
80歳



お父さん
48歳



お母さん
47歳



まもる
高校生

ケロちゃんが行く

『スマートフォンデビューは慎重に!?!』の巻

～使い方に気をつけてケロ～



相談しケロ

山形県消費生活センターキャラクター“ケロちゃん”

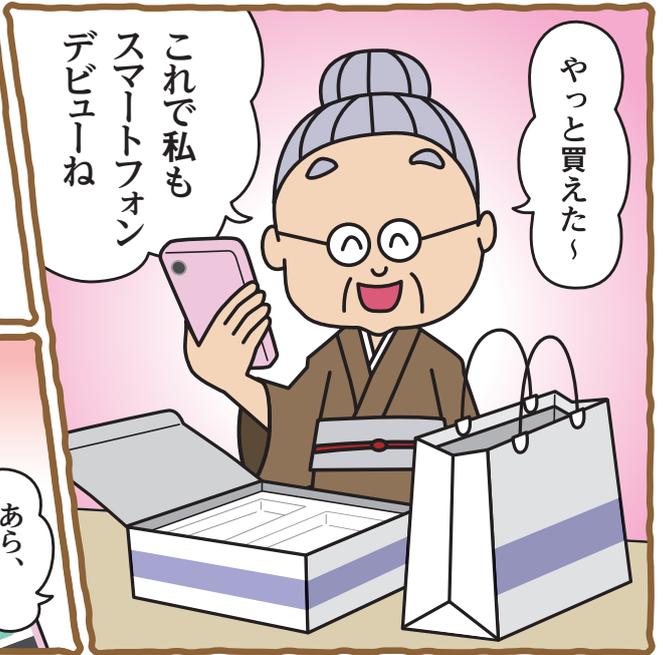


気になるアプリをダウンロードして…



電話 テレビ 財布
ネット
カメラ
地図
ゲーム
パソコン

スマートフォンって、いろいろなことができるのねえ…。



これで私もスマートフォンデビューね

やっと買った〜



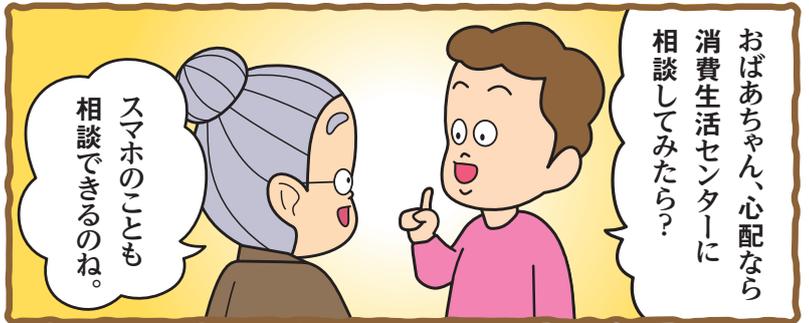
これなんの請求？
払わなくちゃいけないの？



あら、メールだ。



スマートフォンに関する相談件数が増えているケロ。



スマホのことも相談できるのね。

おばあちゃん、心配なら消費生活センターに相談してみたら？

消費者トラブルのご相談は

「消費者ホットライン」

188

いやや 188泣き寝入り!と覚えてね

※お近くの消費生活相談窓口につながります

消費生活センター

山形県 023-624-0999 (県庁2F)

最上総合支庁 0233-29-1370

置賜総合支庁 0238-24-0999

庄内総合支庁 0235-66-5451

お住まいの市町村でも消費生活相談を受け付けています

ワンポイントアドバイス!

○初めてスマートフォンを購入する際は、事前に契約していない人でも参加できるスマートフォン教室等を利用したり、周りの人に操作方法を聞いたりして、自分に合っているかを確認してからにしましょう。

○契約の際に、光回線やタブレットなど目的以外の商品やサービスを勧められても内容がよく分からないときは断りましょう。

○一定の条件が認められた場合、契約を解除出来るケースもあります。契約を解除したいと思ったときは、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。



わからない事があったらまず電話してケロ!